

複数大学設置法人及び大学等連携推進法人に 認める教学上の特例に対する主な意見について

○大学と短期大学など学校種が異なる場合の共同開設の取扱いはどうなるのか？

⇒学校種が異なる場合には、準拠すべき設置基準も異なり、教員の資格や教育課程の編成方針等が異なる。
そのため、参加大学間での協議の場（教学管理体制）において、各授業科目について共同開設科目として位置づけて単位を与えることが適当かを判断し、必要に応じて調整を図ることを想定。

○学生が学ぶ内容に偏りが生じないように慎重な取扱いをすべきではないか？

⇒カリキュラム・ポリシーに基づき、学位プログラムとしての体系性やバランスがとれるよう、共同開設科目を必修・選択・自由のどの区分とするかや、何単位までを卒業要件に算入するかなどを工夫することが期待される。（留意事項として施行通知で示す。）

○大学間の移動に係る時間や費用の面で、学生に過度な負担が生じないように配慮すべきではないか？

⇒大学間の距離や移動時間の要件は特段設けない方針であるが、参加大学間での協議の場において、時間割の工夫や遠隔授業の導入等を検討することが期待される。（留意事項として施行通知で示す。）

複数大学設置法人及び大学等連携推進法人に 認める教学上の特例に対する主な意見について

○共同開設を認める単位数上限について、単位互換・入学前修得と合わせて90単位となると、34単位分しか開設しないような大学が出てくるのではないか？

⇒共同開設を実施する要件として、参加大学間での協議の場（教学管理体制）を置くことを求め、共同開設の実施に係る協定を定めることとする。また、学則において共同開設に関する事項を規定することとする。このように、共同開設の実施についての情報が内外に明らかにされるようにするとともに、自己点検・評価や認証評価において、共同開設について適切に留意を促すことにより、適正な運用を期する。なお、単位互換・入学前修得の60単位については、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものであり、94単位分は自ら授業科目を開設していることが前提となる。

○大学や学部・学科の新設の際に、共同開設科目の活用を前提とした申請を認めるのか？

⇒新設の大学や学部・学科において共同開設科目を教育課程の一部として活用する場合には、当該科目を担当する連携大学の名前や教員の調書・業績等の記載を求め、自ら開設する授業科目と同様に、教育水準や教育課程としての適切性を確認することを念頭に検討。（大学設置基準は新設の際にも設置した後にも一定の水準を満たすことを要求するものであり、新設の大学と既設の大学とで別異の基準を適用するものではない。）

複数大学設置法人及び大学等連携推進法人に 認める教学上の特例について

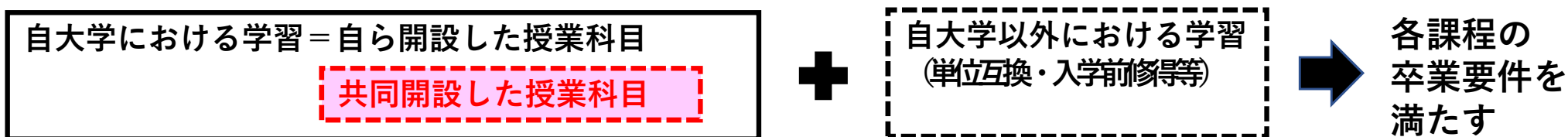
- 複数大学設置法人（国立大学法人、公立大学法人、学校法人）及び大学等連携推進法人においては、単なる大学間の連携に比して、**より継続性・安定性の高い連携**が期待される。このため、これらの枠組の下で大学間連携により共同教育を行う場合の**教学上の特例**については、**通常の大学よりも柔軟なもの**とすることが考えられる。
- このため、**複数大学設置法人・大学等連携推進法人に共通する新たな特例制度**の創設について、9月18日の大学分科会の議論を踏まえつつ、以下の3点を軸に検討している。
 - ① 授業科目の共同開設の可能化
 - ② 共同教育課程（共同学位）の要件緩和
 - ③ ①の活用による教職課程の共同設置の可能化（初等中等教育分科会で検討中）
- いずれの特例についても、**質保証に留意**するとともに、**定員割れや赤字経営の大学の安易な救済につながらない**ような制度設計を行う必要があり、特例を活用した共同教育を行う場合にも、**設置基準上の専任教員数や校地・校舎等の基準の緩和は行わない**こととしてはどうか。

※科目の共同開設を前提に、各種資格等に係る課程認定基準が見直されることにより、当該基準で求められる専任教員数の縮減が図られる可能性はある。

「授業科目の共同開設」に関する論点

基本的な考え方

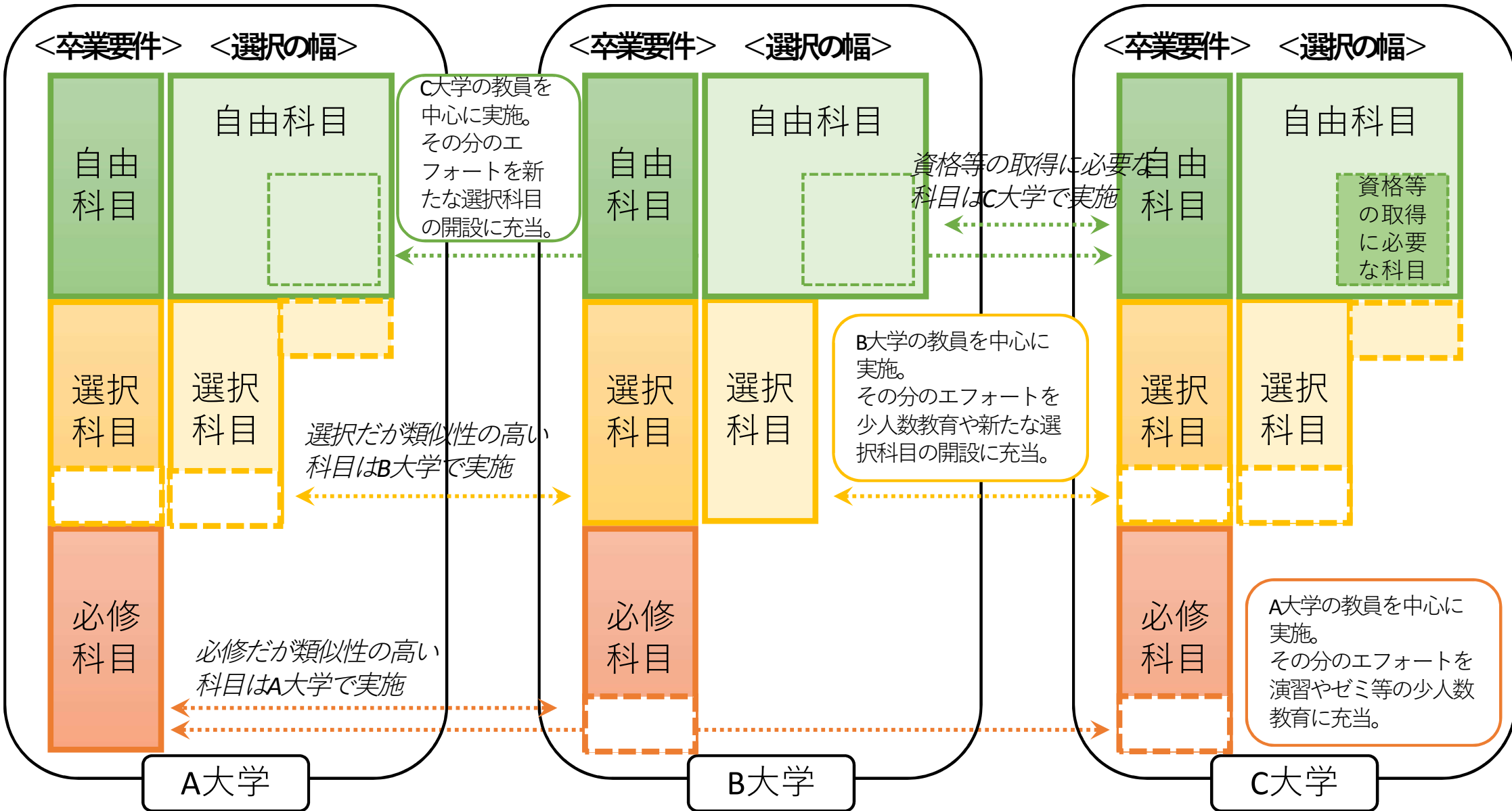
- 大学設置基準第19条第1項では、「大学は、・・・教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」と規定しており、これは、大学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、**自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設すべき**ものであることを明確化する趣旨であるとされている。（「**自ら開設**」の原則）
- これに対して、「**授業科目の共同開設**」とは、**大学間の連携共同に参加する全大学が主体的に教学管理に参画することを前提として、一つの大学が主幹大学として開設した授業科目を、他の参加大学においても自ら開設したものとみなす**ことを可能とするものを想定している。



- 「授業科目の共同開設」の制度設計に当たっては、**「自ら開設」の原則の趣旨に加え、「自ら開設」の原則の例外に当たる既存の諸制度**（共同教育課程、単位互換、教育施設等との連携協力）**を踏まえつつ、質保証に留意して検討する**ことが必要である。

※共同教育課程を実施するためには、共同教育課程を編成する構成大学それぞれに学科等の実施組織を設置し、同一内容の教育課程を編成する必要がある。
※単位互換制度の活用を前提として、通常必要とされる授業科目を開設することなく、他の大学等の授業科目をもって代替するような取扱は許されないため、必修科目や選択科目は引き続き、自ら開設することが基本となる。

授業科目の「共同開設」制度の実施イメージ（科目開設編）



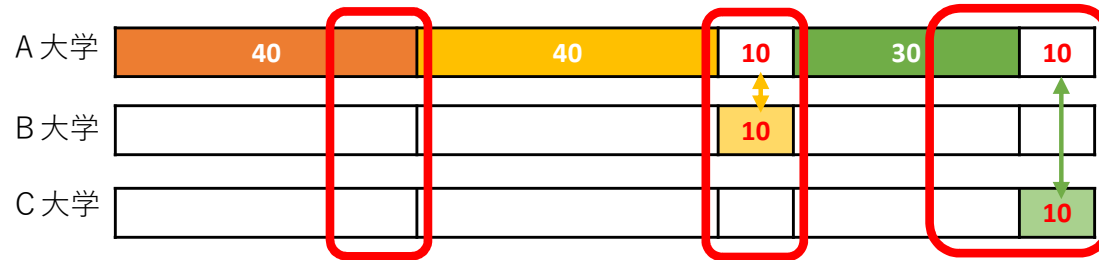
⇒必修科目や選択科目であっても「共同開設」として実施した場合には、各大学において「自ら開設」したものとみなす。
 ⇒資格等の取得に必要な科目を「共同開設」として実施した場合には、各大学において「自ら開設」したものとみなす。
 （各資格等の枠組みの中でも許容されるよう手当することが必要。）

授業科目の「共同開設」制度の実施イメージ（学生履修編）

- A大学の必修科目10単位分、B大学の選択科目10単位分、C大学の自由科目20単位分を「共同開設」とした場合を仮定し、各大学の学生の履修パターンを整理すると以下のとおり。

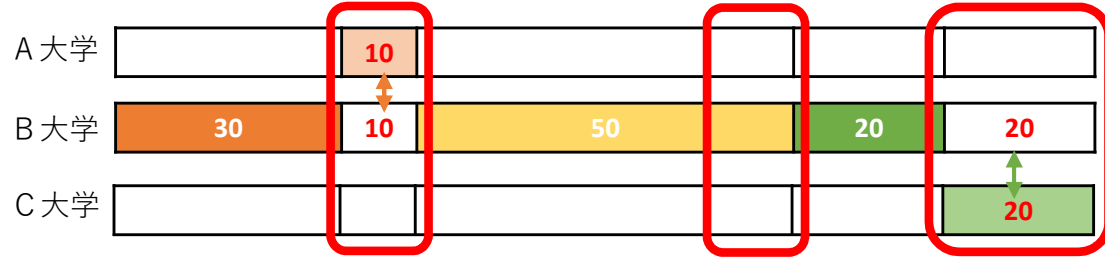
A大学の学生の例

A大学が自ら開設する授業科目のほか、B大学が開設する選択科目10単位、C大学が開設する自由科目10単位を履修して、卒業要件を満たす。



B大学の学生の例

B大学で自ら開設する授業科目のほか、A大学が開設する必修科目10単位、C大学が開設する自由科目20単位を履修して、卒業要件を満たす。

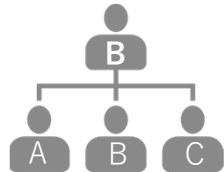


- 「共同開設」科目の形態や方法は様々であり、対面授業のほか多様なメディアを高度に利用した履修も考えられる。参加大学間の協議や教学管理体制の下で、適切に計画し実施することが求められる。

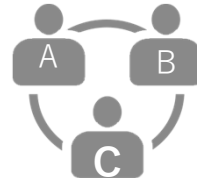
A大学の教員が授業実施
(A大学主幹科目)



B大学の教員が授業実施、
3大学の教員やTAが補助
(B大学主幹科目)



C大学の教員を中心となり
オムニバス形式で授業実施
(C大学主幹科目)



C大学の教員が連携して、
PBL型授業実施 (C大学主幹科目)



- 学生の立場から見た場合、「共同開設」により科目選択の幅が広がり、各大学の特色ある魅力的な科目を履修することが可能になると考えられる。（ここまでは単位互換制度でも同様。）

- 更には、各大学の資源や強みを持ちあった授業科目の開設、少人数授業やTA補助によるきめ細かな指導、他大学の教員や学生との交流による刺激などにより、授業科目や教育水準の向上も期待される。

(1) 協議の場の設置・協定の締結

- 「共同開設」を実施する際には、各大学が連帯して主体性と責任を持つことが必要であり、全ての大学が、共同授業の計画（Plan）と、評価（Check）と改善（Action）に関与し、意見を反映できる仕組みを担保した上で、共同授業を実施（Do）すべきである。
- そのため、共同開設に参加する各大学が参画する形で、教学管理体制を構築し、共同開設の実施について必要な事項を協議した上で、あらかじめ協定等を定めておくことなどが必要となると考えられる。

【参考】「自ら開設」の例外に当たる既存制度における取り扱い

①共同教育課程（共同学位）

協議の場を設けることを規定（大学設置基準）。あらかじめ協定を締結することが必要（施行通知）。

②単位互換制度

多様な学修ニーズへの柔軟な対応として、あらかじめ具体的に計画された範囲に限定されるものではないとしつつも、あらかじめ協議し協定等を締結することが望ましい（令和元年8月の解釈明確化通知）。

③教育施設等と連携協力

大学が主体性と責任を持って大学の授業として適切に位置付けるための対応として、必要な事項を協定書に定めていることを例示（施行通知）。

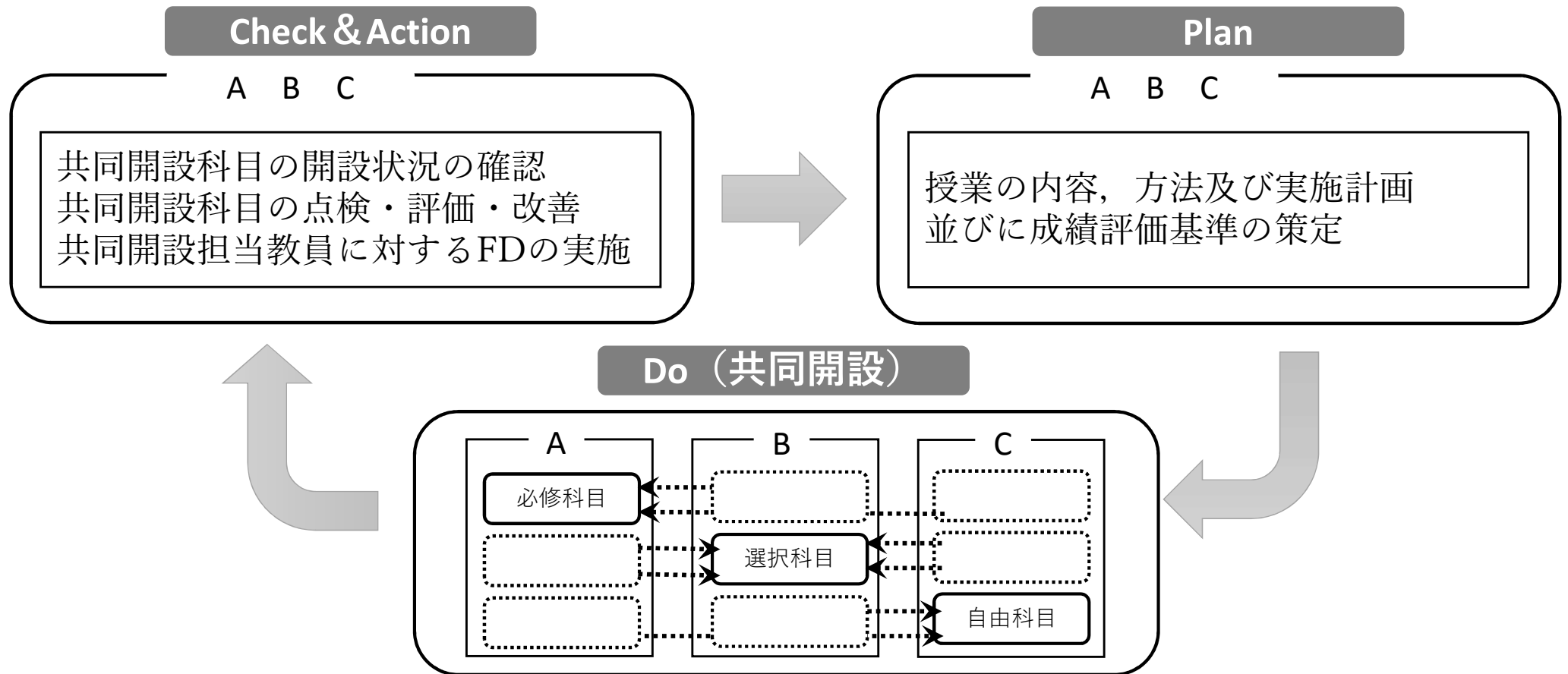


- 「自ら開設」の例外に当たる既存制度における取り扱いを踏まえると、「授業科目の共同開設」を実施する際には、参加大学間での協議の場を設け、必要な事柄を網羅した協定を締結することを要件とする必要があると考えられる。（※次頁参照）。
- 一方、各大学が連帯して主体性と責任を持たせる観点からは、当該協議の場の役割は、協定の締結にとどまらず、教育課程や授業科目に関する改善サイクルを回すため、定期的・継続的に開催する必要があると考えられる。
- これは、一の大学における教授会や教務委員会等の教学管理体制に相当する機能であり、教学に対して責任をもち、教育課程や授業科目の内容に精通した者が参画することが求められる。

【協議の場で協議し協定に盛り込むべき事項のイメージ】

- ✓ 大学間連携を行う意義・目的や実施範囲
- ✓ 授業科目の共同開設を実施する目的
- ✓ 各大学において開設する授業科目・担当教員
- ✓ 共同開設科目の内容・方法・実施計画
- ✓ 共同開設科目の成績評価の方法・基準
- ✓ 共同開設科目の点検・評価・改善の方法
- ✓ 共同開設科目の改廃に関する手続き
- ✓ 履修登録や出欠管理に係る学生情報の管理方法
- ✓ 経費の配分や授業料等の取扱い
- ✓ 連携の見直しや離脱に関する手続
- ✓ その他授業科目の共同開設のために必要な事項

【共同開設科目に係るPDCAサイクルのイメージ】



(2) 参加大学数の制限

【再掲】

- 「共同開設」を実施する際には、各大学が連帯して主体性と責任を持つことが必要であり、全ての大学が、共同授業の計画（Plan）と、評価（Check）と改善（Action）に関与し、意見を反映できる仕組みを担保した上で、共同授業を実施（Do）すべきである。
- そのため、共同開設に参加する各大学が参画する形で、教学管理体制を構築し、共同開設の実施について必要な事項を協議した上で、あらかじめ協定等を定めておくことなどが必要となると考えられる。



- この協議の場（教学管理体制）は質保証の観点から極めて重要であるが、参加大学が多数となると調整が困難となったり、一つの科目の履修学生数が過大なものになる懸念がある。このため、教学管理を円滑に機能させる観点から、参加大学の数を制限する必要があるのではないかと考えられる。

（参考）

- 共同教育課程については、5校で実施しているものが博士課程で2例、3校で実施しているものが博士課程で1例、その他の19例はいずれも2校で実施。
- 一つの法人が設置する大学数については、国立大学法人では最大3校（検討中のものも含む）、公立大学法人では最大2校、学校法人では7校を設置する例が1法人あるものの、他の法人は全て4校以下となっている。

(3) 個々の共同開設科目に係る責任体制

【参考】大学外の教育施設等と連携協力した授業を実施する際の留意事項

大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施する場合には、以下のような、対応をとることにより、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要であるとされている。

- ①授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
- ②大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている
- ③大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
- ④大学の授業担当教員による成績評価が行われる



- こうした取り扱いを踏まえると、大学間で授業科目の「共同開設」を実施する際も、授業科目の開設・実施主体がどの大学なのか（主幹大学）が明確になっている必要があるものと考えられる。（授業科目の実施主体はあくまでも大学であり、複数大学設置法人及び大学等連携推進法人は、開設・実施主体にはなり得ないことに留意。）
- また、授業の計画、実施、成績評価、単位認定は一体不可分のものであり、同一の開設・実施主体の下で責任をもって実施することが必要となるため、主幹大学の担当教員が一貫して担当することが必要であると考えられる。
- また、「授業科目の共同開設」の場合にも、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とすることに留意しつつ、試験やレポートの採点や成績評価を複数の教員で共同して行う場合には、採点・成績評価・単位認定等の基準の統一を図り、ばらつきの生じないようにする必要がある。

(4) 「共同開設」科目数に関わる制限

- 大学間の連携共同は参加大学の独立性や自立性を前提としたものであり、共同開設が過剰となり、自ら開設する授業科目による学位プログラムの編成が困難になるような事態は不適切である。
- また、共同開設が過剰となると、大学間でPDCAサイクルを回すことが困難となり、責任が希薄になったり教育内容の質が低下したりする恐れがある。そのため、授業科目の「共同開設」に関わり一定の制限を設ける必要がある。



【学部の場合】

- 各大学においては通常、学生の科目選択の幅を確保する観点から、卒業要件を満たす124単位を大きく超える科目を開設しており、具体の開設数は大学の規模や分野によって相当のばらつきがある。このため「共同開設」の制限について、大学が開設すべき授業科目数に着目して一律に定めることは困難である。
- 他方、学生の卒業要件に着目してみると、学修内容に対する在籍大学の責任を担保する観点から、①単位互換における単位の上限数、②大学以外の教育施設等における学修による単位の上限数、③入学前の既修得単位等の認定の上限数を合わせて60単位を超えないものとしている。
- また、卒業要件として修得すべき単位数のうち、「多様なメディアを高度に利用した方法」により修得する単位数は60単位を超えないものとしている。
- これらを踏まえ、学生の卒業要件に着目し、他の大学が主幹大学となり共同開設した授業科目により修得する単位数は、30単位を超えないものとして、共同開設による授業科目数が過剰になることを間接的に抑制することとしてはどうか。
- また、安易なコストカットやタダ乗りの問題を防ぐ観点から、参加大学間の負担が平準化されるよう施行通知等において求めることとしてはどうか。例えば、1科目も主幹大学として開講しないような大学の参加を認めてよいのか？

【課程の種別に応じた「共同開設」できる範囲】（たたき台）

課程	卒業要件	単位互換・入学前修得等の 合計単位数の上限	他の大学が主幹大学となり 「共同開設」した授業科目 による単位数の上限 (たたき台)	メディア授業による 単位数の上限
学士課程 (医歯薬獣以外) ※学士(専門職)を含む。	124単位	60単位を超えない ※当該大学で修得した単位を除く。	30単位を超えない (合わせて 90単位を超えない)	60単位を超えない
学士課程 (医歯薬獣)	医歯 188単位 薬 186単位 獣 182単位	60単位を超えない ※当該大学で修得した単位を除く。	30単位を超えない (合わせて 90単位を超えない)	60単位を超えない
修士課程 博士課程	30単位	20単位を超えない ※当該大学で修得した単位を除く。 ※現行は、単位互換等10単位・入学前10単位である が、大学院設置基準を改正して、単位互換15単位・ 入学前15単位、あわせて20単位とする予定。	15単位を超えない (合わせて 20単位を超えない)	上限なし
専門職学位 課程	30単位 (法科・教職除く) 法科 93単位 教職 45単位	法科以外：修了要件単位数の2 分の1を超えない 法科：30単位を超えない (認定連携法曹基礎課程修了者等については46単位 を超えない) ※当該専門職学位課程で修得した単位を除く。	(基本となる修士課程の 上限を踏まえて要検討)	上限なし
短期大学士 (2年制) ※短期大学士(専門職) を含む。	62単位	30単位を超えない ※当該大学で修得した単位を除く。	15単位を超えない (合わせて 45単位を超えない)	30単位を超えない
短期大学士 (3年制) ※短期大学士(専門職) を含む。	93単位	46単位を超えない ※当該大学で修得した単位を除く。	23単位を超えない (合わせて 69単位を超えない)	46単位を超えない

【学部の卒業要件のイメージ①（各制度を上限まで活用した場合）】

＜卒業要件＞ 124 単位以上

＜自ら開設する授業科目＞ 34 単位	＜共同開設科目・単位互換・入学前修得等＞ あわせて90単位を超えない		
	＜他大学主幹の共同開設科目＞ 30 単位	＜単位互換＞ 30 単位	＜入学前修得＞ 30 単位

【学部の卒業要件のイメージ②（単位互換・入学前取得制度を15単位ずつ活用した場合）】

＜卒業要件＞ 124 単位以上

＜自ら開設する授業科目＞ 64 単位	＜共同開設科目・単位互換・入学前修得等＞ 60 単位（あわせて90単位を超えない）		
	＜他大学主幹の共同開設科目＞ 30 単位	＜単位互換＞ 15 単位	＜入学前修得＞ 15 単位

【修士課程の修了要件のイメージ①（単位互換・入学前取得制度を上限まで活用した場合）】

＜卒業要件＞ 30 単位以上

＜自ら開設する授業科目＞ 10 単位	＜共同開設科目・単位互換・入学前修得等＞ あわせて20単位を超えない		
	＜他大学主幹の共同開設科目＞ 10 単位（15単位を超えない）	＜単位互換＞ 5 単位	＜入学前修得＞ 5 単位

【修士課程の修了要件のイメージ②（単位互換・入学前取得制度を活用しない場合）】

＜卒業要件＞ 30 単位以上

＜自ら開設する授業科目＞ 15 単位	＜共同開設科目・単位互換・入学前修得等＞ 15 単位（あわせて20単位を超えない）		
	＜他大学主幹の共同開設科目＞ 15 単位		

(5) 「共同開設」を実施する場合に想定される事態や学生負担への配慮

- 授業科目を共同開設する際には、一の授業科目を履修する学生数が多数となる場合や多様なメディアを高度に利用した遠隔授業が必要となる場合が想定され、このような場合にも教育の質が低下しないよう実施方法について適切に工夫することが求められる。
- また、大学間の学生の移動の負担に配慮して時間割を工夫したり、同時双方向の遠隔授業を実施するための機器やシステムを導入すること等が考えられる。



- 例えば、授業の担当教員は一人であっても、他の教員やT Aが、学生からの質問や添削に応じたり、同時双方向の遠隔授業を実施するための機器やシステムを導入したり、学生の出欠管理や知識の定着を図るためのWEBテスト等を導入したりすることも有効と考えられる。
- 共同開設を認める目的は、授業科目の質の向上や教育資源の有効活用であり、具体的には、類似の授業科目の担当教員が知見や強みを持ち寄り授業内容・方法等の改善を図ることや、そこで生まれた余力で少人数教育やきめ細かな指導を行うこと等が期待される。
- これらのことについては、要件として法令で定めるのではなく、施行通知の留意事項として示すこととしてはどうか。

(6) 大学以外の教育施設等（高等専門学校、専修学校、省庁大学校等）における学修

- 大学以外教育施設等における学修を、大学における授業科目の履修とみなして単位を与えることが出来るとされている（大学設置基準第29条第1項）。
- 一方、「授業科目の共同開設」とは、大学間の連携共同に参加する大学の一つが主幹大学として開設した授業科目を、他の参加大学においても自ら開設したものとみなすものであるから、その対象は、大学（短期大学、専門職大学及び専門職短期大学を含む。）が開設する授業科目に限られる。

(7) 認証評価との関係

- 授業科目の共同開設に参加する大学の認証評価上の取扱いについては、共同課程（共同学位）などと同様、あくまでも個別大学ごとに認証評価の対象とすることが適当である。（複数大学設置法人や連携推進法人の単位で認証評価を実施する訳では無い。）
- 認証評価の前提は各大学の自己点検評価であることから、新たな教学上の特例の創設に係る施行通知において、共同開設した授業科目については、自己点検評価の「教育課程」や「内部質保証」の中で、他の大学が主幹大学となっているものも含めて適否の確認を行うなど重点的に取り扱うことを求めているかどうか。

(8) 特例の適正な運用の担保

- 教学上の特例を実施する上での要件は、大学設置基準や関係告示等で定めることとするが、各大学において適正な運用が担保されるよう、どの大学において実施されているか、教学管理組織が置かれているか、協定が締結されているか等の実施状況を外部から確認できるようになっていることが必要と考えられることから、報告や情報公表を求めることとしてはどうか。

「共同教育課程制度の活用促進に向けた要件緩和」に関する論点

基本的な考え方

- 共同教育課程制度は、国公私を通じて複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育プログラムを編成する仕組みを創設するもの。（平成21年3月1日施行）
- この制度により、教育研究資源を有効活用することで、経済・社会のグローバル化の中で大学が「知の拠点」としての各地域の活性化への貢献や、新たな学際的・先端的領域への先導的な対応を可能とし、更に質の高い教育研究の提供を可能とすることが目指された。
- しかしながら、平成30年4月1日時点では、学部段階では4課程（獣医学関係のみ）、大学院段階では17課程の利用にとどまっている。
- 現行制度では、修了者に対し構成大学の連名学位を授与するため、各大学の名義の学位を授与するに値する程度の履修を確保し、共同教育課程及び学位の質を確保することを目的に、学部レベルでは各構成大学から1年相当分の単位数を、大学院レベルでは各構成大学から10単位を、最低限取得すべき単位数としている。
- しかし、このことにより、特に学部段階において、各構成大学において修得すべき所定の最低取得単位数が制度利用の際に課題となっているとの指摘もある。



- 複数大学設置法人や大学等連携推進法人においては、継続性・安定性が確保された体制の下で、より高いレベルの共同教育の実施が期待されることを踏まえ、このような枠組みの下で共同実施制度を行う場合の最低取得単位数を緩和することを検討してはどうか。

【課程の種別に応じた、共同実施制度の要件緩和のイメージ】（たたき台）

	学部 (医学・歯学除く) ※専門職大学含む	学部 (医学・歯学)	大学院 (修士・博士)	専門職大学院 (法科・教職除く)	専門職大学院 (法科・教職)	短期大学 (2年制) ※専門職短期大学含む	短期大学 (3年制) ※専門職短期大学含む
卒業要件 修了要件	1 2 4 単位 1 8 2 単位 (獣医) 1 8 6 単位 (薬学)	1 8 8 単位	3 0 単位	3 0 単位	9 3 単位 (法科) 4 5 単位 (教職)	6 2 単位	9 3 単位
修業年限	4 年間 6 年間 (獣医・薬学)	6 年間	2 年間 (修士) 3 年間 (博士)	2 年間	3 年間 (法科) 2 年間 (教職)	2 年間	3 年間
各大学において 取得すべき 最低取得単位数	3 1 単位	3 2 単位	1 0 単位	1 0 単位	7 単位	1 0 単位	2 0 単位
現行制度の 考え方	1 年相当分の単位 ※小数点以下は切上げ	1 年相当分の単位 ※小数点以下は切上げ	1 年相当分の単位 ※研究指導の実施を踏まえて 軽減	1 年相当分の単位 ※研究指導の実施を踏まえて 軽減	法科大学院・教 職大学院の特性 や状況等を踏ま えて大幅に軽減	短期大学の特 性や状況等を 踏まえて大幅 に軽減	短期大学の特 性や状況等を 踏まえて大幅 に軽減
共同実施制度の 利用状況	4 課程 ※獣医学関係のみ	なし	8 課程 (修士) 1 2 課程 (博士)	なし	なし	なし	なし



複数大学設置法人や大学等連携推進法人においては、
継続性・安定性が確保された体制の下で、より高いレベルの共同教育の実施が期待される。

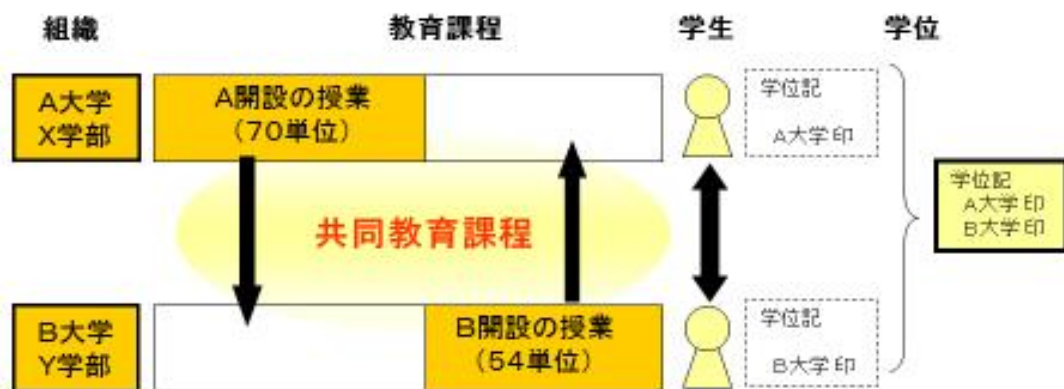
要件緩和の イメージ	2 0 単位	2 0 単位	7 単位	7 単位	7 単位	1 0 単位	1 5 単位
要件緩和の 考え方	要件緩和を求める 要望や他の課程と の均衡を踏まえ緩和	要件緩和を求める 要望や他の課程と の均衡を踏まえ緩和	既に一定の軽減が なされているもの の、他の課程との 均衡を踏まえ更に 緩和	既に一定の軽減が なされているもの の、他の課程との 均衡を踏まえ更に 緩和	既に大幅な軽減 がなされている ことを踏まえて 維持	既に大幅な軽 減がなされて いることを踏 まえて維持	既に大幅な軽 減がなされて いるものの、 他の課程との 均衡を踏まえ 更に緩和

大学における教育課程の共同実施制度

■制度の趣旨

- 経済・社会のグローバル化の中、大学は「知の拠点」として各地域の活性化への貢献とともに、国際的な大学間競争の中で新たな学際的・先端的領域への先導的な対応も必要。
- このため、複数の大学がそれぞれ優れた教育研究資源を結集し、共同でより魅力ある教育研究・人材育成を実現する大学間連携の仕組みを整備するもの。

■学部段階の場合のイメージ



※構成大学のうちの他の大学における授業科目の履修を自大学の授業科目の履修とみなす。

※授業科目を「自ら」開設すること(大学設置基準第19条)の特例

(参考) 現行の単位互換



■大学における教育課程の共同実施制度の主なポイント

- (実施組織)
 - 共同教育課程を編成する構成大学それぞれに学科等の実施組織(共同学科等)を設置
- (教育課程)
 - 構成大学は、一の大学が開設する授業科目を、その他の大学の教育課程の一部とみなして、同一内容の教育課程(共同教育課程)を編成
 - いずれの大学も主要授業科目を必修科目として開講
 - 大学は共同教育課程のみを実施することは不可(他に通常の学科等が存在していることが必要)
- (卒業要件)
 - 学生はそれぞれの構成大学において当該共同教育課程の開設した授業科目の単位をそれぞれ一定数以上取得
(例: 学士課程の場合31単位以上、修士・博士課程の場合10単位以上)
- (学位)
 - 共同学科等の課程を修了した者に構成大学による連名の学位(共同学位)を授与
- (各共同学科の教員)
 - 共同学科等の教員は、いずれかの構成大学に所属。
 - 各共同学科等ごとに必要な専任教員の数は、
 - ・(各共同学科等を一つの学部等とみなして)全体の収容定員に応じ算定される合計専任教員数を算定し、
 - ・合計専任教員数を各共同学科等ごとの収容定員の割合に応じて按分(大学別専任教員数)
 - ・ただし、大学別専任教員数が分野ごとに現行の設置基準で考えられ得る最小の教員数(最小専任教員数)に満たないときは、専任教員の数を最小専任教員数とする。
 - ※大学院については一定の範囲内で共同を組む共同専攻間での教員の兼務を認める。
- (学生)
 - 事実上の所属大学を決定(※法的には共同学位を授与することから学生は全ての構成大学に重複在籍をするものと整理。)
- (校地・校舎)
 - 各共同学科ごとの校地・校舎面積は、
 - ・全体の収容定員に応じ算定される合計面積を、各共同学科ごとの収容定員の割合に応じて按分
 - ・ただし、構成大学全体として十分な校地・校舎面積を有する場合であり、かつ、教育研究に支障がない場合には、各構成大学毎に上記の面積を保有することを要しない。